**令和元年度 被災小規模事業者再建事業**

**「持続化補助金台風19号型」について**

**受付開始：令和元年１２月１７日（火）**

**受付締切：令和２年１月１７日（金）**

◇下記のいずれかに該当する**小規模事業者が対象**です。

（当事業の目的等については、裏面を確認ください）

岩手県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、**静岡県に所在する、令和元年台風第１９号により被害を受けた小規模事業者**

・補助率：補助対象経費の３分の２以内

・補助上限額：静岡県の事業者　１００万円

・補助対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

② 交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費

③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

＊ただし、今回の公募においては、特例として、令和元年10月10日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認めます。

詳細は伊豆市商工会まで

(下記申込書をFAXしていただければ、こちらからご連絡いたします)

電話 ７２－８５１１

FAX ７２－５４８２

**持続化補助金　相談申込書**

事業所　　　　　　　　　　　　TEL

担当者　　　　　　　　　　　　FAX

**１．本事業の目的**

台風第１９号、第２０号及び第２１号の暴風雨による災害（令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第百七十一号）により指定された激甚災害をいう。）による激甚災害の被災区域（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）（以下「被災地域」という。）において、多くの小規模事業者が、生産設備や販売拠点の流出・損壊や、顧客や販路の喪失という状況に直面しています。

こうした小規模事業者の事業再建を支援するため、上記「被災地域」を対象とする本補助事業を実施し、商工会・商工会議所の国が指定する支援機関の助言も受けながら災害からの事業の再建に向けた計画を作成し、作成した計画に基づいて行う事業再建の取組に要する経費の一部を補助するものです。

本事業の補助対象者は、次の（１）から（３）に掲げる要件をいずれも満たす日本国内に所在する小規模事業者（単独または複数の小規模事業者）であることとします。

1. 上記「被災地域」に所在する、令和元年台風第１９号の被害を受けた小規模事業者。

（台風２０号、２１号の被害を受けた小規模事業者の公募は、別途実施します。）

※被害の証明については、**それを証する公的証明の添付（コピーでも可）を必要**とします（**不備の場合には対象外となります）**。

①「令和元年台風第１９号の被害により、災害救助法が適用された市町村を有する１都１３県に所在する事業者」について

「所在する」とは、補助を受けて取り組もうとする事業再建を行う事業所（店舗・工場・事務所等）が、この地域内にあることを意味します。

※例えば、登記簿上の本店所在地は該当地域外にあるが実際の所在地は地域内にある場合や、本社は該当地域外にあるが支社等は地域内にあって事業再建を地域内の支社等で行おうとする場合には、「所在する事業者」となります。

（逆に、登記簿上の本店所在地は地域内にあるが地域内に事業所を有さない場合は「所在する事業者」ではありません。）

②「令和元年台風第１９号の被害を受けた事業者」について

ａ.宮城県、福島県、栃木県、長野県に所在する事業者は、「令和元年台風第１９号」による暴風雨により、自社の事業用資産に損壊等の被害が生じた、若しくは、「令和元年台風第１９号」に起因して、売上減少（令和元年１０月以降１か月間の売上高が前年同月または同期と比較して１０％以上減少）の被害が生じた事業者であることを意味します。

ｂ.岩手県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県に所在する事業者は、自社の事業用資産に損壊等の被害が生じた事業者であることを意味します。

被害については、それを証する行政機関発行の公的証明の添付（コピーでも可）を以下※1のとおり必要とします。

　　　　　※1　「令和元年台風19号」による被害を証する行政機関発行の公的証明

**・自社の事業用資産に損壊等の被害・・・罹災証明書、罹災届出証明書、被災証明書**

　＊在庫や棚卸資産の損害は「事業用資産の損壊等」ではありません。

　**＊罹災届出証明書は修繕後でも６か月以内であれば取得できる可能性があります。**

・売上げ減の被害・・・セーフティネット保証４号の認定書、地方自治体が独自に発行した証明書等

③「小規模事業者」について

商工業者（会社（企業組合・協業組合を含む。）及び個人事業主）であり、常時使用する従業員の数が２０人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については５人以下）の事業者であること。

※上記に該当すれば、業種は問いません。